

公費延長に伴う HPV ワクチン接種期間延長のお知らせ

社会福祉法人ノド福祉会
日本医療大学病院

HPV ワクチンの公費（国で負担）で接種できる期間が延長になったことに伴い、当院で下記のように取り扱います。（市外に住民票がある方が札幌市で接種を希望する場合は、住民票所在地発行の依頼書が必要のため、詳細は住民票所在地の市町村へお問い合わせください。この場合は一度当院へ接種時に自己負担が発生します。（詳細は下記 5.ご留意事項をご覧ください。）公費での接種期間が延長されますが、2 回目まで接種済みの方は下記 3.スケジュール通り接種願います。

ワクチンは需要拡大等により、不足する場合があります。ご希望に添えないことや、あるいは継続的な接種が不可となる場合があるのでご理解の上申込み願います。

1.内容

今回のご案内（キャッチアップ公費接種延長）は、2025 年 3 月までに 1 回目を接種し、2026 年 3 月までに 3 回目までを終えることで所定の回数が無料になります。当院で取り扱うワクチンは、9 価ワクチン（シルガード9）となります。他のワクチンを接種した方は対象となりません。ワクチンの効果や接種対象資格については [6.ワクチンについて 札幌市ホームページ](#) を URL 等でご覧ください。

2.対象者と公費接種期間

(1) 令和 6 年度における次の生年月日の方が該当となります。

①定期接種対象者：小学 6 年生から高校 1 年生の年齢に相当する女性で次の期間に生まれた方

平成 20（西暦 2008）年 4 月 2 日～平成 25（西暦 2013）年 4 月 1 日（今年度 16 才～11 才）

定期接種期間：高校 1 年生相当の年度の最終日まで予定回数を終了

②キャッチアップ対象者：上記の機会を逃した女性で、次の期間に生まれた方

平成 9（西暦 1997）年 4 月 2 日～平成 20 年（西暦 2008）年 4 月 1 日（今年度 27 才～16 才）

キャッチアップ接種期間：2026 年 3 月 31 日までに 3 回目を終了

3.ワクチンの接種パターン

(A) 【標準的な接種方法】

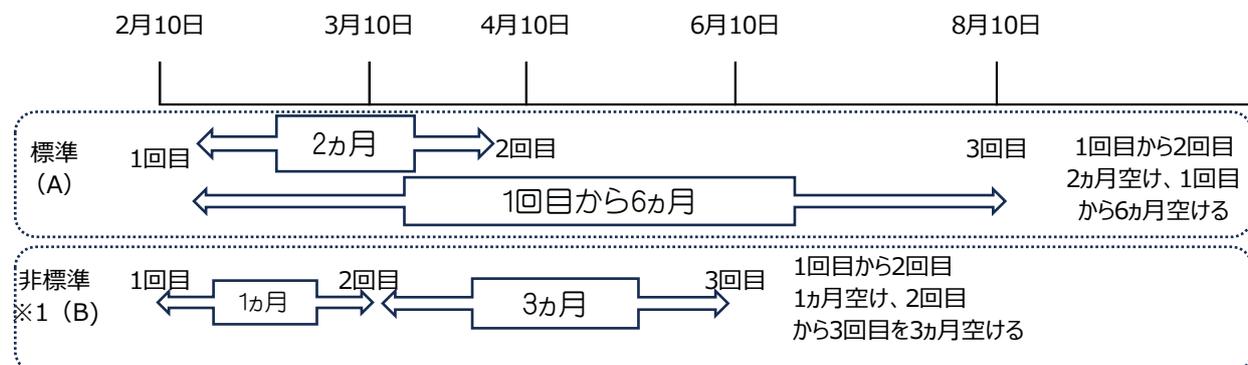
1 回目、2 回目の間隔を 2 か月以上として接種後、1 回目の接種から 6 か月以上の間隔をおいて 3 回目接種

(B) 【上のとおり接種できない場合：非標準】

2 回目の接種は 1 回目の接種から 1 か月以上の間隔をおいて、3 回目の接種は 2 回目接種から 3 か月以上の間隔をおいて接種することができます。

接種事例

※1ヶ月は接種日から翌月の同日となります



15 才未満は計 2 回のみ接種が可能で 1～2 回目は 6 か月の間隔をおきます。

4. 申込方法

- ・電話にて予約願います（市外に住民票がある方は、先に住民上所在の市町村に連絡し依頼書が必要）
- ・予約は最短で申込翌日より土日祝除く診療日 3 日目以降となります。
日本医療大学病院 011-852-6777(電話受付時間土日祝除く 8 : 45～16 : 30)
- ・**接種の受付時間 13 : 00～16 : 00。**なお、接種者が一日の所定上限に達した場合、後日で調整をお願いする場合があります)

5. ご留意事項

- ・公費接種の期限は「2.接種対象者と公費接種期間」までにご自身で接種スケジュールを体調面と合わせて最終 3 回目接種（15 才未満は 2 回の場合有）まで管理願います。それ以降に接種する場合自己負担金が発生します。
- ・**予診票記入上必要となることから本紙記載の 5.参照ワクチンについて「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を受けるに当たっての説明」を URL 等により必ずお読みください。**
ただし 2 枚目は 13 才以上 16 才未満の方が単独で来院した場合のみ、【保護者が同伴しない場合の同意欄】の提出が必要で、それ以外の方は 2 枚目のご一読の必要はありません。
- ・院内ではマスク着用願います、混雑状況によりお待ちいただく場合があります。
- ・ワクチン入荷など準備面から安易なキャンセルなど無きよう予約時にはご注意願います（キャンセル連絡必要）
- ・接種希望者ご自身（保護者）による管理の元、最終の接種まで完結してください。
- ・保険証、母子手帳（手元にある場合）をご持参の上、予診票の記入（受付時にお渡し）をもって接種となります。
- ・前頁等にも記載していますが、市外に住民票がある方は、住民票所在地の市町村へ問合せが必要です。予診票は住民票所在地市町村の専用予診票の指定（市町村から郵送等より取得となります）がある場合は、その予診票を使用しなければ接種できないことがあります。
- ・**札幌市以外の住所の方は、一度 30,000 円/回の窓口負担となり、ご自身が住民票のある市町村での償還手続きが必要です。償還金額は取り扱いが違ふことから各市町村へお問い合わせ願います。（領収証の再発行不可）**

必ずご確認ください(予診票記入のため)

・予約前に QR コード等からご確認ください ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症の予防接種を受けるに当たって
<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/documents/hpvsetsumeisyo.pdf>



6. ワクチンについて 札幌市ホームページ

・〈札幌市ホームページ〉

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/fy07hpvnew-1.html>



以上